

令和 7 年度 紀の川市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画

1.基本事項

(1)計画の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項、及び同施行規則第 1 条の 3 の規定に基づき、令和 7 年度における一般廃棄物(ごみ)処理について、必要な事項を定める。

(2)計画区域

紀の川市全域

(3)計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4)一般廃棄物(ごみ)の排出量(見込み)

種類			家庭系	事業系	計
可燃 ごみ	もやすごみ		10,681 t	3,806 t	14,487 t
不燃 ごみ	セトモノ類	セトモノ	96 t	—	96 t
資源 ごみ		電球・蛍光灯	5 t	—	5 t
	乾電池				
	古紙類	段ボール	88 t	3 t	91 t
		紙パック			
		新聞	51 t	1 t	52 t
		雑誌	25 t	1 t	26 t
	カン類	カン類	212 t	4 t	216 t
		金属類			
		小型家電			
	ビン類	ビン類・ガラス類	342 t	8 t	350 t
	プラスチック製 容器包装類	ペットボトル	191 t	5 t	196 t
		白色トレイ	214 t	5 t	219 t
その他のプラ容器類					
廃食用油		4 t	—	4 t	
粗大 ごみ	可燃性粗大ごみ		1,067 t	8 t	1,075 t
	不燃性粗大ごみ		144 t	17 t	161 t
計			13,120 t	3,858 t	16,978 t

(5)一般廃棄物の処理主体

①家庭から排出されるごみ

種類		収集運搬	中間処理	最終処分
可燃 ごみ	もやすごみ	市(直営・委託) 排出者	紀の海広域施設組合 市が委託した者	紀の海広域施設組合 が委託した者 市が委託した者
不燃 ごみ	セトモノ類	市(直営) 排出者		
資源 ごみ	古紙類			
	カン類			
	ビン類			
	プラスチック製 容器包装類			
	廃食用油			
粗大 ごみ	粗大ごみ			

②事業活動に伴って排出されるごみ

種類		収集運搬	中間処理	最終処分
可燃 ごみ	もやすごみ	排出者 許可業者 市(直営・委託)	排出者 許可業者 紀の海広域施設組合	排出者 紀の海広域施設組合 が委託した者
不燃 ごみ	セトモノ類	排出者 市(直営)		
資源 ごみ	古紙類			
	カン類			
	ビン類			
	プラスチック製 容器包装類			
粗大 ごみ	粗大ごみ	排出者		

※事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、積極的に再資源化に取り組むこととする。自らが処理できない場合には、排出者が自ら紀の海クリーンセンターへ搬入するか、市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託、もしくは一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し紀の海クリーンセンターで処理するものとする。なお、少量排出事業者(ごみの排出量が一度に市指定ごみ袋3袋までの事業者)で、地域のごみ集積施設を利用する旨の了承を得た事業者に限り、市に収集運搬を依頼することができるものとする。

2.収集運搬計画

(1)家庭および事業者から排出される一般廃棄物は、次の区分により収集する。

または排出者が自ら運搬し、処理施設に搬入する。

種類				収集回数	収集方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	もやすごみ		週2回	指定ごみ袋によるステーション方式で、市が収集する。
	不燃ごみ	セトモノ類	セトモノ	月1回	指定ごみ袋によるステーション方式で、市が収集する。 ※乾電池は、ボックス回収も並行して行い、市が随時収集する。
	資源ごみ		電球・蛍光灯		
			乾電池		
	古紙類	段ボール	2週間に1回	種類別に紐で縛って排出し、ステーション方式で市が収集する。	
		紙パック			
		新聞	月1回		
		雑誌	月1回		
	カン類	カン類	2週間に1回	指定ごみ袋によるステーション方式で、市が収集する。 ※小型家電は、ボックス回収も並行して行い、市が随時収集する。	
		金属類			
		小型家電			
	ビン類	ビン類・ガラス類		2週間に1回	指定ごみ袋によるステーション方式で、市が収集する。
	プラスチック製容器包装類	ペットボトル		2週間に1回	指定ごみ袋によるステーション方式で、市が収集する。 ※ボックス回収も並行して行い、市が随時収集する。
		白色トレイ		週1回	指定ごみ袋によるステーション方式で、市が収集する。
		その他のプラ容器類			
廃食用油		随時	各支所に回収ボックスを設置し、市が随時収集する。		
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ		予約制	指定ごみ袋に入らない大きさのごみについて、事前に予約を受付した上で、市が戸別収集を行う。	
	不燃性粗大ごみ				
事業系ごみ	可燃ごみ	もやすごみ		排出者との契約に基づき、許可業者が収集運搬を行う。 家庭系ごみの収集回数および方法に準ずる。 ※少量排出事業者のみ	
	資源ごみ	古紙類		家庭系ごみの収集回数および方法に準ずる。 ※少量排出事業者のみ	
		カン類			
		ビン類			
		プラスチック製容器包装類			

(2)収集運搬および直接搬入により紀の海クリーンセンターに搬入される一般廃棄物の量(見込み)

種類			家庭系ごみ		事業系ごみ		
			収集運搬	直接搬入	収集運搬	直接搬入	
可燃ごみ	もやすごみ		10,274 t	407 t	1,944 t	1,862 t	
不燃ごみ	セトモノ類	セトモノ	82 t	14 t	—	—	
資源ごみ		電球・蛍光灯	4 t	1 t	—	—	
	乾電池						
	古紙類	段ボール	87 t	3 t	2 t	1 t	
		紙パック			1 t		
		新聞	50 t		1 t		
		雑誌	24 t		1 t		
	カン類	カン類	210 t	2 t	3 t	1 t	
		金属類					
		小型家電					
	ビン類	ビン類・ガラス類	340 t	2 t	7 t	1 t	
	プラスチック製 容器包装類	ペットボトル	190 t	1 t	4 t	1 t	
		白色トレイ	213 t	1 t	4 t	1 t	
		その他のプラ容器類					
	廃食用油		4 t	—	—	—	
	粗大ごみ	可燃性粗大ごみ		81 t	986 t	—	8 t
		不燃性粗大ごみ		37 t	107 t	—	17 t
	計			11,596 t	1,524 t	1,966 t	1,892 t

※ごみ出しが困難な高齢者や障害者のうち、所定の要件を満たす者のみで構成された世帯を対象に、日常の安否確認と併せて、市の収集職員が玄関先まで家庭系ごみの戸別回収に訪問する「ふれあい収集」を実施する。

※少量排出事業者(ごみの排出量が一度に市指定ごみ袋3袋までの事業者)で、地域のごみ集積施設を利用する旨の了承を得た事業者に限り、市に収集運搬を依頼することができるものとする。ただし、ごみの分別、収集回数および収集方法は一般家庭に準じ、市指定ごみ袋(事業系用)を使用し、事業者名を必ず記名する。

※家庭および事業者から排出される一般廃棄物を、排出者が自ら紀の海クリーンセンターに搬入しようとするときは、紀の海広域施設組合管理者に申請し、許可を受けるとともに一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

3.中間処理計画

(1)中間処理の方法

可燃ごみは、紀の海クリーンセンターで焼却する。

可燃性粗大ごみは、紀の海クリーンセンターで破碎処理後、焼却処理をする。

資源ごみおよび不燃性粗大ごみは、紀の海クリーンセンターで一時的保管し、再資源化業者に処理を委託する。ただし、資源ごみのうち、カン類、プラ容器・ペットボトルについては、紀の海クリーンセンターで選別・異物除去を経て、圧縮処理を行う。

不燃ごみおよび焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託する。

(2)中間処理施設への搬入量

種類	搬入者	搬入量	計
家庭系ごみ	市(直営・委託)・排出者	13,120 t	16,978 t
事業系ごみ	排出者・許可業者・市(直営・委託)	3,858 t	

(3)処理施設の概要

①焼却施設の概要

施設名	所在地	処理方式	処理能力
紀の海クリーンセンター	紀の川市桃山町最上 1290番地94	ストーカー式	135 t／日 (67.5t/24h×2 炉)

②破碎処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	処理能力
紀の海クリーンセンター	紀の川市桃山町最上 1290番地94	高速回転破碎機	1.32t／h以上
		二軸回転式	1.32t／h以上

③資源ごみ処理施設の概要

施設名	所在地	種類	処理方式	処理能力
紀の海 クリーンセンター	紀の川市桃山町最上 1290番地94	粗大ごみ	破碎・機械選別	6.6t／日
		びん類	手選別	3.5t／日
		缶類	手選別・機械選別・ 圧縮成型	0.9t／日
		プラ容器・ペットボトル	手選別・圧縮梱包	3.0t／日
		白色トレイ	ストックヤード	0.1t／日
		古紙類	ストックヤード	2.8t／日
		蛍光灯・乾電池	ストックヤード	0.1t／日

4.最終処分計画

(1)最終処分の方法

焼却残渣および不燃ごみは、市が大阪湾広域臨海環境整備センターに埋立処分を委託する。

(2)最終処分の総量

種類	埋立量	計
焼却残渣	1,811 t	1,907 t
不燃ごみ	96 t	

(3)最終処分場の概要

①埋立処分場

埋立場所の名称	位置	規模
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	面積 :88ha 埋立容量:1,500 万m ³
大阪沖埋立処分場	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	面積 :95ha 埋立容量:1,400 万m ³

②中継基地

中継基地の名称	所在地
和歌山基地	和歌山市湊2675番地26 日本製鉄関西製鉄所(和歌山地区)構内

5.一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(1)ごみの排出抑制

①出前講座の実施

各種団体からの要請により、食品ロスやごみの分別方法などの講座を行い、廃棄物についての知識を深め、排出の抑制を目指す。

(2)再資源化

①資源集団回収による再資源化の促進

②住民・事業者・行政が一体となって、三者協働のもとに総合的な発生抑制・資源化を促進

6. その他一般廃棄物の処理に関する取り組み事項

- (1) エコロジー(自然環境保護運動)の推進と循環型社会の構築に寄与するための取り組みとして、植物性廃食用油(使用済天ぷら油)の回収を平成21年4月1日から実施し、工業用脂肪酸原料として再生し活用することで、資源を有効利用するとともにエコロジーに対する住民意識の高揚を図る。
- (2) 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象品目は、排出者自らが指定引取場所まで搬入するか、小売業者に依頼する方法により処理する。
- (3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)の趣旨をふまえ、使用済小型家電リサイクル事業を平成25年10月1日から試行し、小型家電に含まれている貴金属や銅などの有効な金属のリサイクルに取り組む。
- (4) ごみ出しが困難な高齢者や障害者を支援するための取組みとして、ふれあい収集を令和4年度から実施し、所定の要件を満たす者のみで構成された世帯を対象に、玄関先まで家庭系ごみの戸別回収に訪問するとともに日常の安否確認を行う。